

居宅介護

基本部分 ()内旧単位			身体拘束 廃止未実施 減算	虐待防止 措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	情報公表 未報告減算	2人での 介助	早朝夜間深 夜加算	特定事業所 加算	特別地域 加算	同一建物減算	
居宅における 身体介護 (1回につき)	30分未満	256 単位(255)										
	30分以上 1時間未満	404 単位(402)										
	1時間以上 1時間30分未満	587 単位(584)										
	1時間30分以上 2時間未満	669 単位(666)										
	2時間以上 2時間30分未満	754 単位(750)										
	2時間30分以上 3時間未満	837 単位(833)										
	3時間以上 30分増すごとに	921 単位(916)+83 単位~										
身体介助を伴う 通院介助 (1回につき)	30分未満	256 単位(255)										
	30分以上 1時間未満	404 単位(402)										
	1時間以上 1時間30分未満	587 単位(584)							(I) +20/100			
	1時間30分以上 2時間未満	669 単位(666)							(II) +10/100			
	2時間以上 2時間30分未満	754 単位(750)							(III) +10/100			
	2時間30分以上 3時間未満	837 単位(833)	×99/100	×99/100	×99/100	×99/100	×200/100	18~22時 +25/100	(IV) +5/100	+15/100	20人以上 ×90/100	50人以上 ×85/100
	3時間以上 30分増すごとに	921 単位(916)+83 単位~						深夜 22~翌6時 +50/100				
生活援助 (1回につき)	30分未満	106 単位(105)										
	30分以上 45分未満	153 単位(152)										
	45分以上 1時間未満	197 単位(196)										
	1時間以上 1時間15分未満	239 単位(238)										
	1時間15分以上 1時間30分未満	275 単位(274)										
	1時間30分以上 15分増すごとに	311 単位(309)+35 単位~										
身体介助を 伴わない 通院介助 (1回につき)	30分未満	106 単位(105)										
	30分以上 1時間未満	197 単位(196)										
	1時間以上 1時間30分未満	275 単位(274)										
	1時間30分以上 30分増すごとに	345 単位(343)+69 単位~										
通院等乗降介助 (1回につき)		102 単位(101)										

加算名		単位数			
		1日につき	1月につき	月2回を限度	1回につき
初回加算		200 単位		●	
利用者負担上限額管理加算	月 1 回を限度	150 単位			●
緊急時対応加算	—	100 単位		●	
	地域生活支援拠点等の場合	50 単位		●	
福祉専門職員等連携加算	90 日の間、3 回を限度	150 単位			●
喀痰吸引等支援体制加算		100 単位	●		

福祉・介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定ポイント

名称	詳細
(新設) 虐待防止措置未実施減算	虐待防止措置の適正化のための取組みが適切に行われていない場合に減算となります。
(新設) 業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時に備え、サービスの提供を継続的に実施するために非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されていない場合に減算となります。
(新設) 情報公表未報告減算	障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合に減算となります。